

総務常任委員会日程

令和元年12月12日

午前10時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 3 号 八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- (2) 議案第 4 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 14 号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 15 号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第 9 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内
歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款総務費（3 項を除く）、
4 款衛生費の内 1 項 7 目、8 款消防費、
10 款災害復旧費の内 4 項
第 3 表債務負担行為補正 1 追加の内
（61）から（67）及び（103）から（104）
第 4 表地方債補正 1 追加及び 2 変更
- (6) 議案第 16 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第 1 表歳入歳出予算補正の内 歳入全款

総務常任委員会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月12日(木)			
招 集 場 所	八街市役所 本会議場			
開 閉 会 時 刻 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分	委 員 長	木 村 利 晴
	閉 会	午後12時05分	副委員長	石 井 孝 昭
委 員 の 氏 名 及 び 出 欠 の 有 無	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	木 村 利 晴	出	鈴 木 広 美	出
	石 井 孝 昭	出	新 見 準	出
	丸 山 わき子	出	木 内 文 雄	出
	林 政 男	出		
委 員 外 議 員				
委員会に出席した			主 査	須賀澤 勲
事務局職員職氏名	主 査 嘉瀬 順子		主査補	吉井 博貴
八街市議会委員会条例 第18条の規定により 説明のため出席した者 の職氏名	総 務 部 長	大 木 俊 行	納 税 課 長	渡 邊 洋 一
	総 務 部 参 事	鈴 木 正 義	防 災 課 長	湯 浅 孝 史
	総 務 部 参 事	會 嶋 禎 人	障がい福祉課長	高 梨 富美子
	市 民 部 長	和 田 文 夫	子育て支援課長	高 山 由美子
	経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一	健康増進課長	飛 田 雅 章
	総 務 課 長	片 岡 和 久	農 政 課 長	相 川 幸 法
	企 画 政 策 課 長	石 井 健 一	ク リ ー ン 推 進 課 長	土 屋 武 志
	その他関係職員			
	教 育 次 長	関 貴美代	教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
	その他関係職員			
	監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和		
議 題	別紙日程表のとおり			

(開会 午前10時00分)

○木村委員長

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に林政男委員、鈴木広美委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配布してある日程のとおり、6件です。

議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡総務課長

付議案の5ページから14ページ、及び、議案説明資料の5ページから7ページをごらんください。

議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

制定の理由は、地方公務員の臨時非常勤職員については採用要件等が法令上明確でなく、制度上の課題があったことから、適正な任用勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されました。

これに伴い、現在の臨時非常勤職員は会計年度任用職員として任用されることとなるため、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

条例の概要につきましては、任用の主な概要は任用期間は最長で1会計年度とし、再度の任用は可能でございます。各年度における採用は原則公募とします。採用後、1年1カ月間は条件付き採用とし、再度の任用も同様といたします。

令和3年度以降に再度任用された場合、職員の勤務経験などによって、一層向上した能力を踏まえた職務を行うことを考慮し、給料額等を設定することとし得るもので、前年度より上位になる場合もございます。

令和2年3月31日まで在籍している臨時職員、非常勤特別職員についても、勤務成績等が良好であると認められる場合は任用をされます。

勤務形態につきましては、フルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員といたします。サービスは一般職として位置付けられることにより、地方公務員法に規定された、分限及び懲戒、サービスに関する規定が適用され、職員と同様の取り扱いとなります。

給料、報酬等につきましては、フルタイムは、給与、地域手当、通勤手当、6カ月以上勤務する職員を対象に期末手当、退職手当と社会保障の適用がでございます。パートタイムでは、地域手当分を含む報酬、通勤手当としての費用弁償、週15.5時間以上で6カ月以上勤務する職員については期末手当と社会保障の適用がでございます。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○木内委員

すみません。質問させていただきます。

説明書の方の5ページの方なんですけども、第3条の給与についてなんですけども、深夜勤務手当の記載がないんですけども、その点についてお伺いします。

○片岡総務課長

深夜勤務につきましては、想定はしてございません。

○木内委員

想定がなくても勤務手当としては掲載すべきだとも考えますが、その点についてどうでしょうか。万が一、10時を越えた場合、この規定のままですと支払えないという状況になってしまいますので、規定の中には明記すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○片岡総務課長

時間外勤務につきましては、所属長による命令ということで実施することになりますので、命令することは想定してはおりません。

○木内委員

わかりました。超えないようにというか、超えた場合、払えませんので絶対超えないようにしていただきたいと思います。まあ、超えないと思いますけども。

次に、第4条の方なんですけども、給料規定についてなんですけども、今回の号級は何号級からの採用になりますでしょうか。

○片岡総務課長

1級の9号級からです。

○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

○丸山委員

それでは、今回のこの改定につきましては、地方公務員法また地方自治法の一部改正に伴って、大きく分けては2点、1つは非正規職員の任用根拠の適正化と、それからいま一つは、会計年度任用職員の新設で期末手当支給の処遇改善を図るものというふうに思うわけですが、これに基づいた八街市の条例制定だというふうに思いますが、この間の地方公務員法というのは任期の定めない常勤職員を中心とする公務の上、これは正規の職員が原則となっていたわけなんですけども、この間の行革の中で職員の削減が進み、本来の正規の職員が行うべき恒常的な業務を非常勤あるいは臨時職員が担ってきたと。

今、全国的にもその拡大が広がっているんだということで、国が行革を進めてきた、その結

果であるということが国は、今、責任が問われているのではないかなというふうに思うわけですが、今回は、今度は臨時職員に関して会計年度の任用職員の導入をしますよということで、こうした非正規雇用を合法化してさらなる正規の職員を減らして、こういった任用制度で職員化を図ろうとしているというところでは、大変、私は問題であるというふうに思っているところであります。

この改正を受けて八街市では、先日の議案質疑の中でも答弁ございましたけれども、会計年度任用職員のうち、フルタイム会計年度の任用職員は48名だと。また、パートタイム会計年度の任用職員は279人であるという答弁があったわけですが、先ほど言いましたように、本来なら地方自治の仕事は任期の定めない常勤職員を中心とする公務の運営、正規の職員、これで賄っていかなければならない、運営していかなければならないというふうに思うわけですが、その辺についての認識はどのようにされているのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

職員の定員の適正化については、行財政健全化に向けて経費の削減等による節減等による削減、事務事業の見直し、民間委託推進による効率的な行政運営の推進にあわせて、適正な配置には努めてきたと考えております。

しかし、さまざまな環境が変化する中で、新たな行政事業が見込まれて、これに対応していくためには事務事業の改善を行うとともに適正な定員管理による必要があることから、本市としても毎年度各部等の人員配置からする協議を実施して適正な定員管理に努めてきているところでございます。

さらに組織として最適と考える任用勤務形態、人員構成を実現することが必要でありまして、正職員を中心とする公務の運営を原則としつつも、最小コストで最も効果的なサービスの提供を行うために、正規の職員を補完することと、繁忙期の事務処理のために幅広い行政分野で事務を種類や性質に応じて、臨時非常勤職員を雇用してきたところでございます。

また、再任用につきましてもこれまでの勤務実態に基づく知識や経験を活かせる配慮を考慮しており、現職員への業務の施行ノウハウの継承や豊富な経験に基づくアドバイスを行ってもらうことのメリットがあることから、効果的な配置に努めているところでございます。

○丸山委員

無駄な作業はないと思うんですけども、ただ、今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正にあたって、国会の附帯決議あるわけですね。公務運営の原則は任期の定めない常勤職員を中心とすべき、正規の職員を中心とすべきという、こういった指摘がされているわけで、こういった会計年度任用職員を採用するにあたっては、これから八街市は正規職員をどのくらいできちんとこの行政を運営していくのかと、そういった方針が出されるべきではないかなというふうに思うわけなんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

定員管理につきましては、さまざまな環境等の変化で計画的な定員管理を進めていく必要があると考えております。

現在も、事務事業の改善等含めて適正な定員管理に努めているところでございますが、今後、そういう定員管理につきましても計画的に進めていきたいと考えております。

○丸山委員

今回、総務省の地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付職員の任用のあり方について、この研究会の報告では、常勤と非常勤の概念によれば、常勤の職は本格的業務であり、典型的には、組織の管理・運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、それから許認可といった権力的業務などが想定されると。そのほかの業務に関しては、民間委託やあるいは臨時非常勤職員及び任期付職員に置き換えられる可能性があるということを行っているわけですね。

ですから、本当に、今のままこの任用制度をどんどんと導入する方向でいけば、正規の職員は本当にわずかな職員で、あと住民に直接か関わるサービスの分野に関しては委託であるとか臨時職員さんの手によって運営されていくというようなことになる。まさに、本当に市職員の皆さんの働き方がここに関わってきているんじゃないかなというふうに思います。

そういう点では、本当に臨時職員の皆さんの手によって賄われる業務なのかどうか、そういうところも大いに検討し、正規職員できちんと運営しなければならない分野、どこまで必要なのか、また、本当に市民の皆さんのサービスを、市民サービスを重視させていくために責任ある業務を実施していくためには正規の職員化という、そういう捉え方で運営していかなければならないんじゃないかなということ、私、まず申し上げておきたいと思います。

それから、採用にあたりまして、これから臨時職員の皆さんには期末手当が支給されるというプラスがあるわけなんですけども、会計年度の任用職員制度は1年の雇用というわけですね。先の見通しが持ちにくい、雇止めが心配という不安の声も、実際、もう既に上がっているわけですね。再度の任用は可能としているわけですが、これは市は任用期間の限度の最長をどのように考えているのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

会計年度任用の職員につきましては、1会計ごとにその必要性を吟味される、新たな設置される職と位置付けられているところでございます。ですから、任期ごとに客観的な能力の実証に基づき十分な能力を持った者を任用することが必要と考えておりますので、任用につきましては1会計ごとにまた新たな次の年についてはあくまで必要な職があれば任用していくというところになると考えております。

○丸山委員

先ほどの説明の中でも、再度の任用は可能だという答弁がありましたよね。この再度の任用の期間の限度、5年だとか、3年だとか、そういったルールをもう自治体では独自に作っているところもあるようなんですけども、その辺についてはどのように検討されているんでしょうか。

○片岡総務課長

今回の会計年度任用職員制度の移行に際しまして、本市では期限の設定は考えておりません。

○丸山委員

また後でお伺いいたしますけども、職種によっては大変混乱が生じてくるケースもあろうかというふうに思います。

この1会計年度を超えない範囲、これはもう八街市、もう当然、これでやっていくんだというのを言われているわけなんですけど、民間では昨年4月から労働契約法18条によって有効雇用は5年、5年を越えたら無期雇用へと転換、長期的に雇用できますよという、そういう法律が成立しているわけなんです。しかし、公務で働く臨時非常勤職員にはこの労働契約法が適用されないわけです。自治体の判断1つでいつでも非正規、それからいつでも雇用止め可能、この劣悪な不安定な状態に置かれていくというわけなんです。

会計年度任用職員制度も再度の任用は不可としているわけで、継続雇用の保証は示されていないと。そういった労働条件からいけば劣悪で不安定な状況になっていくということで、まさに自治体は民間の企業に雇用の確保と働くルールというのを指導していかなければならない、そういう立場でありながら、公務員労働者に対しては全くその保証をしない。無期転換ルールの趣旨を尊重すべきであって、前向きにルールの適用を検討すべきであると。ですから、先ほど申し上げましたように、採用期間をきちんと保障していく、このことが求められていると思いますが、再度、その点についてお伺いいたします。

○片岡総務課長

今回の会計年度任用職員制度につきましては、法的に再度の任用の位置付けとして、会計年度任用の職は1会計ごとにその職の必要性が吟味される新たに設置された職と位置付けられております。再度の任用がされた場合でも同じ職の任期が延長されたとか、同一職員が再任用されたという意味ではございません。あくまでも新たな職に改めて任用された者と整理することとされております。

○丸山委員

民間はもうどんどんとそういう労働条件が整っていく、公務の労働者は逆に悪化していく、同じ労働者でありながらそんな二面性を持った働き方があってはならないというふうに思うわけですね。

これは国の方からこうなさいよとされているから、皆さんにとってやらざるを得ないんだというふうに思うわけなんですけど、これはまともではない働き方なわけですから、これはきちんと国に対して意見を言っていくべきではないかなというふうに思うわけなんです。

今日は市長おりませんが、総務部長、そういう点では、こういう働き方が、今後、労働者の条件が悪化する方向にどんどんとっているという、こうした働き方に関してきちんと国に物を申し、働き方のルールを守らせる、そういうことを言っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○大木総務部長

今、言われましたこの会計年度任用職員制度でございますが、今現在、臨時職員につきましても1年度という形でございます。これにつきましては、この制度の中で1年度というふうに決まっておりますので、これは今のところ私たちもこれに従うしかないのかなというふ

うに思っています。

ただし、この中で、今、求めようとしているものにつきましては、今現在、非常勤として働いている方の適正な任用、それから勤務条件を向上させようということでございますので、これにつきましてはある程度の改善が図られるのかなと思っております。今、丸山議員が言われましたとおり、この国の制度もございますが、これは市長会等を通して市長から働きかけをしていただくように私の方からお伝えしたいと思います。

○丸山委員

これは全国的にこういう声が上がろうかと思えます。ぜひ、市長会等を通して意見を上げていただきたいというふうに思えます。

それから会計年度任用職員に移行する特別非常勤職員は何人か、お伺いいたします。また、どのような職種かお伺いいたします。

○片岡総務課長

特別職非常勤から会計年度任用職員に移行する職種につきましては、現在のところ19名でございます。職種としましては、社会教育指導員、家庭教育指導員、学校教育相談員、家庭児童相談員、市税等収納補助員、母子父子自立支援員、婦人相談員、消費生活相談員、市税等徴収指導員でございます。

○丸山委員

保育士についてはどのような対応になるのでしょうか。

○片岡総務課長

保育士については、今も臨時または非常勤という職員ですので、会計年度職員の制度を適用する職種となります。

○丸山委員

そうしますと、フルタイムということになりますか。フルタイムと、もちろんパートもいらっしゃるわけですか。フルタイムがどのくらいいるのか。

○片岡総務課長

今現在ですと、フルタイムとパートタイム、両方いらっしゃいます。

○丸山委員

フルタイムですと何人になるのでしょうかね。

○片岡総務課長

今現在ですと、フルタイムの保育士は26名でございます。

○丸山委員

この保育士さんたちも1会計年度を越えない範囲の採用となっていくわけなんですけども、特に保育士さんというのは継続や経験が求められる職種だというふうに思えます。

今、保育士さんが不足している中で本当にこういった制度に移行してしまうと、今後、1年ぽっきりですよということで、そういう処遇にってしまうと、今後の、今でさえも不足している保育士さんが確保できなくなっていくのではないかなというふうに思いますが、その辺

については特段の配慮がされているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

現在は必要な保育士に対しまして不足する人員については臨時的保育士で採用して対応してきております。

しかしながら、近年、保育士の確保が難しい状況であり、正職員の確保も難しい状況にあり、派遣等によって対応しているところがございます。正職員として増員ということについては将来を見据えた上で配慮していくことが必要であることから現時点では難しいと考えております。今後、保育業務のあり方について検討する必要があると考えております。

また、会計年度任用職員制度の移行による保育士の確保が困難になるんじゃないかということですが、今までも単年での雇用としてきたところがございますので、同様となると考えております。また、今回、臨時的職員の適切な任用勤務条件が確保されることにより、期待なんですけれども潜在的な保育士の資格者の雇用が促進につながるのではないかと考えております。

○丸山委員

臨時の保育士さんで、最長何年くらいになっていますでしょうかね。

○片岡総務課長

申し訳ございませんが、今、資料がございませんので、すみません。わかりません。

○丸山委員

この間の状況ですと毎年保育士さんがかわっているというふうには見えません。ただ、条件が悪くてやめざるを得ないということでやめていく方もいらっしゃるかと思いますけれども、今、県の方も民間の保育所に関しては労働条件を改善させるためにということで、保育士さんへの補助金が出ているわけなんですけれども、本当に今の労働条件も今のままでいけば公務の場合は労働条件も悪化する。

それからこういった手当等についても決して高くないということであれば、また1年ぽっきりのそういう雇用であれば、今後、雇用が不安定であるということで、一層欠員が生じていくのではないかなというふうに思います。

現在でさえも八街市の採用の中にはなかなか手を挙げてもらえない状況があるわけですね。ですから、こういった点では、保育士さんに関しては正規の職員化にしていく。こういった取り組みが今回の会計年度任用職員採用の中では検討されるべきではなかったかなというふうに思うんですけれども、その辺についての今後の検討、早期の取り組みが必要ではないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○片岡総務課長

正規職員の増員ということにつきましては、当然、将来を見据えた上で配置していくことが必要でありますので、今後の保育業務のあり方についても含めて検討していきたいと考えております。

○丸山委員

私、先ほど申し上げましたように、正規の職員を減らして住民サービスを臨時職員で賄っていくという、こうした方向では本当に今回のこの保育士の場合は適していないというふうに思います。そういう点での検討をしっかりとさせていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから総務省の会計年度任用職員制度始動に向けた事務処理マニュアルというものがあるわけですが、この中にはフルタイムの人には給料、旅費、手当を支給することができる。また、パートタイムの人には報酬、費用弁償、期末手当のみ支給できるとなっているわけなんですけれども、このマニュアルでは支給できるとされているんですけども、これは自治体が財政難を理由に支給しないこともできる、逆に取ることができるというふうに思いますが、その辺については八街市はどんなふうに今後の取り組みはされようとしているのでしょうか。お伺いいたします。

○片岡総務課長

本市では国の方針通り手当等の支給は実施していきます。

○丸山委員

ぜひ、その対応をよろしくお伺いいたします。

それと、パートタイムの会計年度任用職員は279人だということを伺いましたけども、期末手当の出る方はどのくらいいるのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

パートタイムの会計年度任用職員の期末手当の対象が週15.5時間以上かつ6カ月以上の勤務が支給対象となりますが、現在だと今集計の方ができていないので、申し訳ございませんが数はわかりません。

○丸山委員

わかりました。

あと、財源の問題なんですけども、この任用制度導入にあたっての財源についてお伺いいたしますけども、賃金であるとかシステム導入など財政負担というのが大きくなるかというふうに思いますが、一体どのくらいこの財源が増えるのか、その辺についてお伺いいたします。

○片岡総務課長

来年度の予算につきましては、今、精査中ですのでお答えはできないんですが、臨時非常勤職員に係る平成30年度の実績調査に比較しますと、約7千200万円程度になっております。

○丸山委員

これはあくまでも人件費ですよ。システム導入等に関しては入っていないわけですね。これ、実際にシステム導入等もシステム改修等、かかっていこうかと思うんですけども、そうしたら全体ではどのくらいになりそうなのか。その辺はどうなのでしょう。

○片岡総務課長

システム改修につきましては100万円程度かかるということです。それは国、県とかの財源措置については、今、これは不透明というところです。

○丸山委員

今、国、県の財政措置に関して言われたわけですが、これ、100パーセントは出ない、その方針すら全然出ていないわけですか。全く出ていない。

本当にこれは国の方が進めなさいよということを言っておきながら、その財源措置がいまだに示されていないというのは大変無責任な話じゃないかなというふうに思うわけで。

本当に、国の方は臨時職員の整理、臨時職員さんがいろんな形で存在しているんでそれを整理しなさいよ。また、それにあたっては臨時職員さんに手当を出すようにしますよと、聞こえは大変いいわけなんですけれども、今、答弁がありましたように国の方はなかなかその財源に関しての方向、方針がいまだに出されていないと。そして先ほども申し上げましたけれども、結局はこの制度を作ることによって、今後は正規の職員を減らしそして民間委託のできる場所は民間委託に、あるいは臨時非常勤職員をもって住民サービスをやりなさいという、こういった内容であるというふうに私は解しております。こうした制度の導入は到底私は容認できないということで、質問を終わります。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑ありますか。

○木内委員

すみません。保健師の方も入って、存じ上げなかったので申し訳ないんですけども、継続雇用についての任命ですけども、この時期が4月というところで早目の任命というか、継続雇用しますよということをお目にお伝えするとか、そういったことというのはあるんでしょうか。

○片岡総務課長

任期につきましては4月1日からということになりますが、選考等につきましてはその年度前に実施しますので、その時点で通知というかは出します。

○木内委員

その時期なんですけども、保育士さんの方でその時期が短過ぎるというご意見もお伺いしたものですから、継続雇用がもうあらかじめ決まっているのであれば3月とかではなくて、2月とか1月とかというふうなことは考えられるんでしょうか。

○片岡総務課長

時期については早くできるような検討をしていきたいと考えております。

○木村委員長

ほかに質疑ございますか。

○石井委員

確認をさせていただきます。

先ほど聞き取れなかったんですけども、財源、このフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を採用するにあたって7千200万円の増ということでありましたけども、これは1年間の歳出が増える、人件費が増えるということに来年度以降なるということによろしいのでしょうか。

○片岡総務課長

先ほど申し上げた7千200万円というのは、平成30年度の実績を元に会計年度任用職員に移行した場合に1会計年度で7千200万円の増加ということになります。

○石井委員

その財源はどちらから持ってくる予定になるのでしょうか。

○片岡総務課長

これは市の一般財源になると考えております。

○石井委員

総務部参事、どのような見解でしょうか。

○會嶋総務部参事

見解というよりもルールですから仕方ないと思います。

○石井委員

特別非常勤職員の公務員の秘匿事項があると思うんですけども、これに関してフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員を採用するにおいては秘匿事項というのは変わるのでしょうか。

○片岡総務課長

変わりません。

○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に反対討論の発言を許します。

○丸山委員

それでは、議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について反対するものであります。

この条例制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部改定に伴い、臨時・非常勤職員を1年任用の「会計年度任用職員」に移すためのものであります。既に国から三位一体改革等による地方財政への圧迫や、正規職員の定数削減を迫られる中で、地方自治体の臨時・非常勤職員を急増させてきました。

本市の臨時職員は279人。来年度からの会計年度任用への移行は、フルタイム職員48名、パート職員231名となり、市職員は正規職員と再任用職員24名を含め850名で、会計年度任用職員と再任用職員は32.8パーセントと約3分の1を占めています。

今回の改正には、期末手当の支給や育児休暇などこれまでになかった前進の内容も含まれていますが、会計年度任用職員は「いつまでも非正規雇用」「いつでも雇止め可能」「生活できる賃金が保障されない」など多くの問題とともに、会計年度ごとの任用と雇い止めを、自治体の判断でできるようにしたことは、地方自治法の「無期限任用の原則」を崩すことにつながります。本来、地方自治体は住民の福祉と暮らしの増進に寄与するものであり、恒常かつ専門性が求められ、「公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心とする」という大原則がありますが、今回の法改正によりフルタイムの非正規職員の存在が正面から認められたこととなります。

総務省の地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する研究会の報告で、今回の常勤と非常勤の概念について、常勤職は「本格的業務」であり「典型的には、組織の管理・運営自治に関する業務や、財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定される」としています。このことは、正規職員の定員削減、非常勤職員を増やし安上がりの行政を進めることが可能となることです。継続性・専門性・地域性が求められる自治体職員の働き方が大きく変わろうとしています。

住民の安全・安心を守るために、「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持すること、そして、本格的・恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること、非正規職員の雇用安定、処遇改善こそ重要であることを指摘し反対するものであります。

以上です。

○木村委員長

次に、賛成討論の発言を許しますが、ありますか。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第3号、八街市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○木村委員長

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議題は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○渡邊納税課長

付議案の15ページをごらんください。

議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例につきましては、10月1日付で千葉県最低賃金及び本市における臨時職員等の最低賃金が引き上げられたことに伴い、条例中、別表第2の市税等収納補助員の報酬月額を9万4千500円から9万7千650円に改正しようとするものでございます。市税等収納補助員の報酬月額につきましては、臨時職員等の1時間当たりの賃金単価に1日の勤務時間7時間30分、1カ月の勤務日数14日を積算基礎としており改定前の賃金単価900円を改定後の賃金単価930円に置き換えて積算し、所要の額に改正するものでございます。

また、附則といたしまして施行期日につきましては、改正後の条例の規定は令和元年10月1日から適用することとし、改正前の条例の規定に基づいて令和元年10月1日以降の分として支給を受けた報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払いとみなし、差額を施行後に支払うものでございます。なお、市税等収納補助員につきましては、令和2年度から会計年度任用職員に移行することになります。

説明につきましては以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

○丸山委員

収納補助員の報酬については、毎回、最低賃金の引き上げに伴って改正が行われてきたところでもありますけれど、今、課長からの説明があったように、4月以降は会計年度任用職員の導入によって移行していくということなんですが、これ、給与はどのように変わっていくのでしょうか。

○渡邊納税課長

これまでは非常勤特別職ということで1節の報酬からお支払いしておりました。それで会計年度任用職員に移行するにあたりまして、パートタイムの会計年度任用職員ということから、報酬という形でお支払いすることになります。金額につきましては、人事サイド、財政課サイドと当初予算の協議を行っているところでございます。それで支払う金額につきましては、報酬とあと通勤手当が支払われることになると思っております。それからあと、期末手当が支給されるというように変更となる予定でございます。

○片岡総務課長

報酬につきましては一般事務補助員と同等の額の、要は980円程度を想定しております。パートタイムですので時給として計算します。

○丸山委員

じゃあ、930円が980円になりますよということ。若干、上がりますよと。

それと、会計年度任用制度の導入によって1年の採用になっていくわけですよね。この職種は大変特殊な職種であるというふうに思います。これ、1年1年で対応するということが果たして適切なかどうか、その辺についてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○渡邊納税課長

基本的には、毎年度毎年度の任用ということで考えております。現在も非常勤の特別職ということで単年単年で任用させていただいておりますので、基本的には特に変更はないというふうに考えております。

○丸山委員

ただ、今、1名欠員になっていますよね。補充されました。はい、わかりました。以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はございますか。

○木内委員

先ほど、パートタイムの時間なんですけども、この非常勤については7.5時間というふうにお答えあったんですが、パートタイムの方の基準時間を見ますと7.75時間になっているんですけども、この差についてはどうなんでしょうか。

○渡邊納税課長

現在、非常勤の特別職ということで7.5時間という形で任用してございます。来年度につきましては、その時間を含めまして総務課サイドと協議してまいりたいというように考えております。

○木内委員

7.75時間で14日間という計算と、7.5時間の14日間という計算では時給単価が変わってきてしまいますので、その辺の整合性についてはどうお考えでしょうか。

○渡邊納税課長

現在は7.5時間というように考えております。来年度以降につきましては、会計年度任用職員ということで時給単価にその7.75時間を加味されて支給される形になるというように考えております。

○木村委員長

よろしいですか。
ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第4号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡総務課長

付議案の27ページから37ページ及び議案説明資料の26ページから28ページをお願いいたします。

議案第14号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正の理由は、今年度の人事院勧告及び千葉県的人事委員会勧告におきまして公務員の給料が民間給料を下回っていることが明らかになり、民間準拠の原則にのっとり、これを是正するために給料表の引き上げ改定等が勧告されました。本市においても適正な給与水準を維持するため、また、改正法の趣旨を踏まえて一般職の職員の給与等に関する条例等について所要の改正をするものでございます。

改正の内容は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正では、給料の改定として人事院勧告等に準じて給料月額を大卒初任給1千500円、高卒初任給1千900円、これらを踏まえ、若年層を中心として引き上げます。

また、勤勉手当を令和元年12月支給の勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、令和2年度以降の支給率につきましては、改めて6月及び12月期に再配分をいたします。

また、住居手当は手当の支給対象となる家賃額を4千円引き上げ、民間の支給状況を踏まえ手当の上限を1千円引き上げます。

次に、八街市一般職任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、特定任期付職員の給料月額を人事院勧告等の内容に順次引き上げ改定を行います。また、12月期末手当を1.65月分から1.75月分に引き上げ、令和2年度以降につきましては6月及び12月期ともに1.675月分といたします。

施行期日は令和2年1月1日施行し、ただし今年度の給料に関する部分は平成31年4月1日から、勤勉手当に関する部分は12月1日から適用します。また、令和2年度以降の勤勉手当に関する部分及び住居手当に関する部分は、令和2年4月1日から適用します。なお、給与改定による差額の支給は令和2年1月中に行うことと考えております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○丸山委員

それでは、人勧に伴っての給与引き上げということの内容なんですけれども、千葉県においては0.15パーセントの民間との格差があるということなんですけれども、実際には幾らなのか把握されていますでしょうか。

○片岡総務課長

国との比較なんですけれども、格差が387円。

○丸山委員

その格差を是正するというようなんですけれども、実際にこの引き上げによって総額はどのくらいの引き上げ額になっていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○片岡総務課長

給料表の改定では対象が179人、1級から3級の職員なんですけど、給料が290万7千円、それに伴いまして地域手当、期末勤勉手当のはね返し分として119万8千円、合計で410万5千円と。それと勤勉手当の引き上げにつきましては、影響額としては938万円程度になります。

○丸山委員

千葉県の民間との格差というのは、国よりもさらに開いていて571円ということで千葉県との格差を考えれば本当にまだまだとんでもない開きがあるわけで、本来なら千葉県の人勧が千葉県にあわせた対応をすべきではなかったかなというふうに思っているところであります。

それからいま一つお伺いしたいのは住居手当、これは4千円引き上げとなるということのようなんですけれども、これは対象者、どのくらいいるのかお伺いいたします。

○片岡総務課長

今現在、住居手当の対象支給者が84名、そのうち増額となる者が35名、変更がない職員が6名、減額となる者が43名となります。

○丸山委員

わかりました。

○木村委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第14号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○片岡総務課長

付議案の38ページ及び議案説明資料の29ページをお願いいたします。

議案第15号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正の理由は、一般職の非常勤職員の任用について会計年度任用職員制度への移行に伴い会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について新たに整理する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則への任用を規定する必要があるために条例を改正するものです。

施行期日は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第15号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時03分)

(再開 午前11時12分)

○木村委員長

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、第1表、歳入歳出予算補正の内、歳入全款について提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

それでは、議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算第8号の歳入全款をご説明いたします。

令和元年度八街市一般会計補正予算書第8号の18ページをお願いいたします。

歳入10款、地方特例交付金2項1目子ども・子育て支援臨時交付金は、補正前の額から257万3千円を増額し、4千233万3千円にしようとするもので、幼児教育無償化に伴う調整によるものでございます。

私立認定こども園預かり保育事業の償還払い、未移行私立幼稚園それぞれの事業費の4分の1市負担分を増額計上するものでございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、補正前の額から1千323万2千円を増額し、33億1千668万9千円にしようとするものでございます。

3節障害者福祉費負担金において、特別障害者手当等給付費負担金の平成30年度分の精算金が4万円、障害者自立支援給付費負担金の障害福祉サービス費負担金の過年度精算分が263万1千円の計上です。

5節児童保護措置費の負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金は、認定こ

ども園運営費補助金増に伴い642万5千円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金は預かり保育事業や未移行幼稚園施設等利用費増に伴い413万6千円を増額しようとするものです。

2目衛生費国庫負担金は、補正前の額から102万7千円を増額し、269万4千円にしようとするもので、1節母子保健費負担金において未熟児養育医療費の執行見込み増に伴う負担金の増額で、対象事業費の2分の1が補助されるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、補正前の額から286万6千円を増額し、1千764万6千円にしようとするもので、2節文教施設災害復旧費負担金において、台風15号で被害を受けた市内小中学校施設の災害復旧工事に対する負担金、対象事業費の3分の2が補助されるものでございます。

続きまして、2項国庫補助金6目災害復旧費国庫補助金231万円の計上は、1節廃棄物処理施設災害復旧費補助金で、台風15号で被害を受けたクリーンセンターの災害復旧工事に対する補助金、対象事業費の2分の1が補助されるものでございます。

19ページにまいりまして、16款県支出金は、1項県負担金1目民生費県負担金といたしまして、補正前の額から506万9千円を増額し、10億7千416万5千円にしようとするものでございます。

4節児童保護措置費等負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金は、認定子ども園運営費補助金増に伴い300万円の増額、子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育事業や未移行幼稚園施設等利用費増に伴い206万9千円の増額。

2目衛生費県負担金は、補正前の額から51万4千円を増額し、134万7千円としようとするもので、1節母子保健費負担金において未熟児養育医療費の執行見込み増に伴う負担金の増額で、対象事業費の4分の1が補助されるものでございます。

次に、2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、補正前の額から216万2千円を増額し、6千650万7千円としようとするもので、2節農業振興費補助金において、経営体育成支援事業補助金として農業用設備の購入費に対し、10分の10を補助するものでございます。

18款1項1目寄付金は、補正前の額に422万円を増額し6千241万円としようとするもので、八街応援寄付金のうち台風15号に伴う災害支援分を増額するものでございます。

20ページにまいりまして、19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から2億3千237万5千円を増額し、補正後の試算額を7億9千238万8千円としようとするものでございます。

続きまして、20款諸収入5項3目雑入は、補正前の額から85万6千円を増額し、4億2千684万8千円としようとするものでございます。未熟児養育医療費の個人負担分として15万5千円の増、市町村振興宝くじ、サマージャンボ宝くじ交付金額の決定による70万1千円の増でございます。

続きまして、22款1項市債7目教育債は、補正前の額から2千690万円を増額し、3億5千70万円としようとするもので、そのうち1件は第2調理場食缶洗浄機整備事業170

万円の減額、もう1件は受水槽改修事業2千860万円の増額であり、これは工事費及び管理費の合計額に充当するもので充当率は75パーセント、交付税措置はございません。

次に、9目災害復旧事業債は、補正前の額から1千830万円を増額し、7千430万円としようとするもので、台風15号で被害を受けた公共施設の災害復旧工事に対するものでございます。

1節補助災害復旧事業債のうち、文教施設災害復旧事業債は小中学校施設の災害復旧工事分、また、衛生施設災害復旧事業債はクリーンセンターの工場棟などの災害復旧工事分であり、いずれも100パーセント充当、交付税措置は95パーセントとなります。

2節単独災害復旧事業債のうち、衛生施設災害復旧事業債はクリーンセンターの旧進入路などの災害復旧工事に対するもの、消防施設災害復旧事業債は消防機庫、ホース乾燥棟、防災行政無線、それぞれの災害復旧工事に対するもの、文教施設災害復旧事業債は、市内グラウンドなど社会教育施設の災害復旧工事に対するものでいずれも100パーセント充当、交付税措置は財政力によりまして47.5パーセントから最高で85.5パーセントまでの間で措置されます。

以上をもちまして、議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算第8号の歳入全款の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○林政男委員

衛生費の県負担金で未熟児養育費負担金とありますけども、八街市でこの未熟児というのはどのくらい件数があるんでしょうか。

○飛田健康推進課長

未熟児でございますが、この制度を利用されている未熟児の数は平成29年度が12人、平成30年度が10人、そして今年度が今時点で13人となっております。

○林政男委員

ありがとうございます。

もう1点、先ほど参事から説明がありました、市債の衛生施設災害復旧事業債、消防施設災害復旧事業債、文教施設災害復旧事業債ということでございました。先ほど、参事の説明では100パーセント充当で、最終的に地方交付税の補填が47.5から85.5という説明がありました。八街市の財政力からいうと、この間のどこに当てはまるというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○會嶋総務部参事

財政力が低い八街市ですと、下の方、50パーセント前後というふうに交付税上は計算されております。

○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

○丸山委員

19ページの県支出金で、経営体育成支援事業補助金についてなんですけれども、これは具体的にどのような内容で支出されていくのでしょうか。

○相川農政課長

本事業は、農業の担い手が経営規模の拡大、複合化などに取り組む際に必要な農業用の機械、施設の導入について支援するものでございます。今回は、農家の方からパイプハウス5棟、省力機械2機について導入の要望があり増額補正をするものです。

○丸山委員

これは台風には関係なく、新たにパイプハウスを設置するという内容で理解してよろしいですかね。

○相川農政課長

はい、今、委員のおっしゃったとおり、この件については台風には直接関係ないものでございます。

○丸山委員

はい、わかりました。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、質疑を終了します。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第9号中歳出第3表、第4表及び議案第16号に係る職員以外は退席して結構です。

次に、歳出1款議会費について、提案者の説明を求めます。

○中嶋議会事務局副主幹

歳出1款議会費についてご説明いたします。

補正予算書の21ページをごらんください。

1項1目議会費につきましては、補正前の額に41万7千円を増額し、補正後の額を2億1千606万6千円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。

一般職人件費41万7千円を増額補正につきましては、給与改定等により職員手当11万1千円、共済費30万6千円を増額するものでございます。

以上で、1款議会費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、歳出2款総務費について提案者の説明を求めます。説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○片岡総務課長

続きまして、2款総務費1項総務管理費について説明いたします。

同じく補正予算書21ページをお願いいたします。

1項総務管理費1目一般管理費は、補正前の額に5千371万8千円を増額し、補正後の額を7億7千62万円とするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

一般職人件費5千371万8千円は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、本市の職員の給与を適正水準に保つための給与改定並びに災害対応に係る時間外手当増加に伴い、給料から流用したことにより給料4千787万2千円の増、災害対応に係る時間外手当増加等に伴う職員手当533万7千円の増、給与改定に伴う共済費50万9千円の増額補正でございます。

○渡邊納税課長

続きまして、2項徴税費についてご説明いたします。

22ページをごらんください。

1目税務総務費につきましては、補正前の額から211万1千円を減額し、補正後の額を3億975万6千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

一般職人件費として、211万1千円を減額し、その内訳として3節職員手当等の減が主なものであり、この補正の主な理由としては4月1日付の人事異動等によるものであります。

続きまして、2目賦課徴収費につきましては、補正前の額から201万3千円を増額し、補正後の額を1億2千676万3千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。

市税徴収事務費として201万3千円を増額し、その内訳としては12節役務費手数料200万円の増が主なものであり、滞納者が死亡した事案で相続放棄などによる相続人不存在の案件につきまして、家庭裁判所に対し相続財産管理人選任申し立てを行うための予納金であります。

以上をもちまして、2項徴税費の説明を終了いたします。

○石井企画政策課長

補正予算書23ページをごらんください。

5項統計調査費中1目統計調査総務費についてご説明いたします。

1 目統計調査総務費は、補正前の額から6万7千円を増額し、補正後の額を1千383万1千円とするものです。

説明欄をごらんください。

一般職人件費、6万7千円を増額は、給与改定による増額補正です。

○内海監査委員会事務局長

続きまして、2款6項1目監査員費につきまして、ご説明いたします。

補正前の額に8万4千円を増額し、その合計額を2千741万8千円としようとするものでございます。

補正の理由につきましては、一般職人件費で3名分の職員手当の給与改定等による増額補正でございます。

以上で、2款総務費の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○丸山委員

1点だけ伺います。

21ページの一般管理費の中で、台風、災害対応などの時間外に関しての手当の計上がございますが、どのくらいの時間外で対応されたのか、お1人の方、何時間くらいの対応だったのか、その点について伺います。

○片岡総務課長

台風15号につきましては、全体で1万6千361時間の時間外で、額としましては4千690万円程度となっております。

なお、19号とその後の豪雨については、資料がございませんので申し訳ございません。

○木村委員長

よろしいですか。

○丸山委員

わからないけど。

本当に職員の皆さん、大変な状況の中で体を張っての対応をいただいたということがよくわかります。できれば、また19号20号も数字を聞かせていただければありがたいと思います。よろしく願います。

○木村委員長

質疑はほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内1項7目について提案者の説明を求めます。

○石井企画政策課長

補正予算書30ページをごらんください。

4款衛生費1項保健衛生費中7目上水道費についてご説明いたします。

7目上水道費は、補正前の額から17万2千円を増額し、補正後の額を1億9千178万5千円とするものです。

説明欄をごらんください。

上水道事業会計操出事業費中、市上水道事業児童手当補助金17万2千円を増額は、4月1日付の人事異動に伴い水道課職員の児童手当支給状況が変更となったことによる増額補正です。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について提案者の説明を求めます。

○湯浅防災課長

それでは、8款消防費についてご説明いたします。

補正予算書の35ページをごらんください。

8款消防費1項消防費1目防災費につきましては、補正前の額から457万2千円を減額し、補正後の額を5千377万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明をいたします。

一般職人件費457万2千円の減額につきましては、本年4月1日付、職員の人事異動によるものでございます。

続きまして、補正予算書36ページをごらんください。

2目広域消防組合費につきましては、補正前の額に609万1千円を増額し、補正後の額を12億3千694万8千円にしようとするものです。これは、八街消防署、八街南部出張所改築に伴い必要な用地の取得に要する購入費でございます。

以上で、8款消防費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○林政男委員

今、説明のありました消防費の609万1千円、用地購入費、面積はどのくらいでしょうか。

○湯浅防災課長

1千平米の用地の購入を行います。

○木村委員長

ほかに質疑はございますか。

○石井委員

今、林委員の質問に関連して1点だけすみません、委員長。

いろいろありがとうございます。今後の組合とのお話し合い、協議になっていくと思いますけども、タイムスケジュールをわかる段階で教えていただければありがたいと思います。

○湯浅防災課長

今後、あとは消防組合の事業となりますが、令和2年度に実施設計、令和3年度から令和4年度にかけて庁舎の建設という予定でございます。

○石井委員

ありがとうございます。

○木村委員長

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出10款災害復旧費の内4項について、提案者の説明を求めます。

○湯浅防災課長

10款災害復旧費4項その他公共施設等災害復旧費についてご説明をいたします。

補正予算書の43ページ、説明欄をごらんください。

消防施設災害復旧事業費880万円につきましては、今回の災害で被害を受けた消防機庫及び防災行政無線の修繕工事に要する経費でございます。

以上で10款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、債務負担行為補正1追加の内、(61)から(67)及び(103)から(104)について、提案者の説明を求めます。説明は予算書の項目順にお願いいたします。

○中嶋議会事務局副主幹

第3表、債務負担行為補正についてご説明いたします。

補正予算書の6ページをごらんください。

1、追加の(61)八街市議会だより印刷製本についてでございますが、市議会だよりの発行にあたり、その年度前に執行する必要があることから債務負担行為を行うもので、期間は令和元年度から令和2年度までの1年間、限度額は89万8千円とするものであります。

○鈴木総務部参事

続きまして、(62)番、広報やちまた印刷製本でございます。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は442万3千円。

続きまして、(63)番、広報やちまた新聞折込業務、令和元年度から令和2年度まで、限度額は303万1千円でございます。こちらにつきましては、いずれも令和2年度当初、直ちに執行する業務でございますので、事前の準備等で、事前に債務負担行為を組んで実施をさせていただくというものでございます。

○會嶋総務部参事

続きまして、(64)番、夜間電話対応業務から(67)番、庁舎フロアマネージャー業務は、それぞれ業務の年度間の継続性を図るため、令和2年度開始前に契約を締結しようと設定するものでございます。

○湯浅防災課長

補正予算書の10ページをごらんください。

(103)番、防災メール配信システムの賃借、(104)番、防災行政無線施設保守点検業務でございます。

こちら、いずれも期間は令和元年度から令和2年度までとなっております。いずれの事業も、年度当初から事業を実施する必要があることから債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありますか。

○丸山委員

まず、6ページの庁舎フロアマネージャー業務に関してなんですけども、これ、同じ業者がずっと対応してきているように思うんですけども、ここ数年のこの業務を請け負っている業者、どのような状況になっているかお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

平成28年度が株式会社オーエンス、平成29年度が株式会社ノア・ビルサービス千葉支店、平成30年度と今年度は、株式会社オーエンスとなっております。

○丸山委員

入札の結果ということなんですけども、どうもオーエンスという業者はこの間も長らくこの業務についてきたと。平成29年度は違ったということなんですけども、本当に入札の公平性とか透明性からいえばおかしいんじゃないのという声が上がってはいるんだけど、そ

こちらについては何らかの形での対応をされているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

こちらの業務につきましては、例えばその設備を持っているところが若干有利になるとかそういうことは想定されません。ですから、これはあくまで結果と受けとめております。

○丸山委員

もう少し競争性を働かせていろんな業者さんに入ってもらおうという手も必要ではないかなというふうに思うんですが、今度のこの入札に関してはどういうやり方をしていこうとしているのかをお伺いいたします。

○會嶋総務部参事

一般的な競争入札という形で条件は、あそこでの受け付け、フロアマネージャーの内容業務です。それを条件としての入札ですので、今までとは変更はございません。

○木村委員長

よろしいですか。

○丸山委員

はい。

○木村委員長

ほかに質疑ございますか。

○林政男委員

6 ページの市議会だよりの関係なんですけれど、(6 1) (6 2) (6 3) で、広報やちまたについてお伺いをいたします。

広報やちまたというのは、大変、市民と結ぶ重要な媒体だと考えておりますけども、近年、SNSとかそちらの方に移行していく話をします。広報やちまたの発行について、担当はこれ、既読率というか、どのくらいの方がこの広報やちまたに関して読んでいらっしゃるのでしょうか。

というのは、新聞の購読者数がどんどん減っているということで、折り込みしても新聞を取っていらっしゃる方が多いというふうに聞いておりますので、そういう傾向が強いというふうに聞いておりますので、担当としてはどのような、要するにプロパガンダを、市のいろんな行事をPRするとか、結果を報告するとか、事前に予告するとか、そういうのを大変この広報やちまたというのは重要な役割を担っていると思うんですけども、一方、電子メール、そういうのも私も配信を受けておりますけども、やちまたメールで、それも何か非常に大事なことだと思うんですけども、その辺、担当としてはいかが、一般質問に近いんですけど、どのように考えているんですか。

○鈴木総務部参事

広報やちまたの既読率というご質問ですが、こちらについては正直言って、その既読の割合についてはわかりません。

ただし、現在の新聞折り込み、約1万8千500ほど新聞折り込みしておりますが、これも以前から議会の方からも指摘をされており、あるいは担当の方でもこの広くできるだけ多くの市民の皆様には街市の情報をどうやって届けるかというのは非常に大きな課題として認識しておりますし、そのことについては私ども常にどういう方法がいいのかというのは常に考えておるところですが、なかなかその特効薬というのはございません。

担当としては、これも以前お答えしたかとは思いますが、まずは、市の情報を市民の皆様にお届けするには、広報やちまたをまず主体と考えて、市のホームページであったり、あるいはスーパー、コンビニ、公共施設に広報やちまたを備え置いたり、あるいは一昨年からでしたでしょうか、広報やちまたの電子配信システムも実施いたしました。さらに今年の1月以降は、新聞をとっていらっしゃる割合が高いと思われる高齢者の方、あるいは若年層の世帯のために、高齢者世帯や若年世帯、幼稚園、保育園にお子さまをお預けされているご家庭に対して、広報やちまたの郵送の希望のご連絡をさせていただいたところがございます。

さらに先ほど林委員さんがおっしゃられたとおり、今、SNSの時代、そういうところからも広く情報、市の行政情報を取っていらっしゃる方、非常に多いということで、こちらについても先の一般質問で市長の方からも答弁したとおり、年明けできるだけ早い段階から市としても始めたいということで考えております。

いずれにしても、広報やちまたを主としていろんなツールを活用しまして、できるだけ多くの市民の皆様には市の情報をこれからも提供していきたいというふうに考えております。

○林政男委員

今、おっしゃられたとおりだと思います。八街市議会もここに出ていますけども、紙媒体で苦慮しております。ですから、この広報やちまた等、一緒にいろんなツールを考えていかなきゃいけないというものであれば便乗させていただくという言葉は適切かどうかはわかりませんが、一緒に八街議会だよりも配れたらいいなと思っています。

なんでこんなことを質問するかというと、先に例えば小出義男マラソンを中止のときにメール配信で中止になりますという連絡をしたんですね。そうすると、このタイムラグがどうしても広報やちまた、要するに紙媒体だと遅れてしまうと、その辺もすぐリアルタイムで市の情報を知りたい方もいらっしゃいますので、ぜひ今、参事が言われたようないろんな形で、市の情報、また議会の情報も伝えていけたらいいなと思います。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第4表、地方債補正1追加及び2変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書 13 ページをお願いします。

初めに、追加でございます。衛生施設災害復旧事業債はクリーンセンター工場棟や旧進入路などの災害復旧工事分として限度額を 540 万円に、消防施設災害復旧事業債は消防機庫、ホース乾燥棟、防災行政無線、それぞれの災害復旧工事として限度額を 880 万円に設定するものでございます。

次に変更ですが、学校給食センター改修事業は第 2 調理場食缶洗浄機整備事業 170 万円の減額と受水槽改修事業 2 千 8 6 0 万円の増額により、限度額を 4 千 6 4 0 万円とするものでございます。

次に、文教施設災害復旧事業債は、小中学校施設の災害復旧工事分 140 万円の増額と、市内グラウンドなど社会教育施設の災害復旧工事分 270 万円を加え限度額 1 千 1 3 0 万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率償還の方法につきましては、補正前と同様でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第 9 号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第 9 号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

第 1 表、歳入歳出予算補正の内歳入全款について、提案者の説明を求めます。

次に、第 4 表、地方債補正 1 追加及び 2 変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

議案第 16 号、令和元年度八街市一般会計補正予算第 9 号の歳入全款をご説明いたします。

10 ページをお願いいたします。

歳入16款県支出金は、2項県補助金4目農林水産業費県補助金といたしまして、補正前の額から16億7千500万円を増額し、17億4千150万7千円にしようとするものでございます。

2節農業振興費補助金におきまして、被災農業施設等復旧支援事業補助金は、復旧分として380経営体分のパイプハウス等再建、修繕費用で、事業費23億円の10分の7以内が補助されるものでございます。また、補強分といたしまして、70経営体分のパイプハウス補強費用で事業費13億円の10分の5以内が補助されるものでございます。

18款1項1目寄付金は、補正前の額から4万円を増額し、6千245万円にしようとするものでございます。

2節農林水産業費寄付金において、台風15号ほかによる農業災害に対する支援としての指定寄付金でございます。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から4億8千596万円を増額し、補正後の予算額を12億7千834万8千円にしようとするものでございます。この結果、今年度末残高見込みは約17億7千200万円となります。

以上をもちまして、議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算第9号歳入全款の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○林政男委員

ただいま参事から説明がありましたこの補正予算の県支出金あるいは寄付金、繰入金についてお伺いをいたします。

台風15号で被害を受けて、今、鋭意、パイプハウスをもう建設をしているところがありますけども、私が聞いているところだとスイカ農家なんかは早く復旧してくれないとなかなか難しいという、スイカをはじめられないというふうに聞いております。

そこでお伺いします。この、今回補正予算は八街市議会で可決された場合、どのようなキャッシュフローに、いつから使えるような流れになるのでしょうか。

○相川農政課長

お答えします。

今回、補正を組みまして農家さんの方が事業を完了いたしましたら、その完了検査後速やかに補助金として交付する予定となっております。今年度中に完成すれば今年度中の交付決定を行って、支出をする予定でございます。

○林政男委員

今年度中ということですか。これはいつからその農家のサイドにお金が入るような形になるんですか。この12月議会で、これ決まってから執行するまでの期間、執行が始まるのはいつからなんですか。年度中ですか。今、年度中というふうな答弁でしたけど。

○相川農政課長

今、本事業において復旧を農家さんされて、補助金の要望申請受け付けたところでございます。この補助事業につきましては、決定前着工ということで、農家さん、もう取り組んでいる方もいらっしゃると思います。今年度中に完成できれば今年度中の予算において交付決定を行って、支出を行います。歳出の方でもあるんですけども、今年度中に完成が見込めないものにつきましては、一応、繰越として来年度の事業完了に向けて今、進めております。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

○丸山委員

財調なんですけれども、先ほど説明では残高17億円ですという答弁がございました。今回の4億8千596万円。この中には、今後、国から入ってくるそういう調整的なものも入っているのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

○會嶋総務部参事

今回、支出の中での財源内訳ということで一部特別交付税が財源として見込まれます。しかし、今回、先ほど農政課長の中にありまして、繰越の可能性がございます。そうした場合に特別交付税というのは一般財源扱いになってしまいますので、繰越のときに特定財源として繰り越すことができません。さらに今年度中にそれが入る確率が少ないということになると、一般財源としてこれを特別交付税を予算化してしまうと歳入が入ってこないという状況になりますので、一旦、今回は財政調整基金の一般財源という形で対応しておいて、繰り越して来年度特別交付税が入ったときに基金側からすると戻せるかなというような扱いになります。

○丸山委員

国の方がなかなか対応が遅いというのが地方自治体を苦しめている元かなというのを感じるところなんですが、何とか国にはスムーズに対応していただきたいということをぜひとも市の方からも声を上げていただきたいというふうに思います。

それから、これパイプハウスの補助金となるわけですけども、これは具体的には何棟分になるのか、その辺についてお伺いいたします。

○相川農政課長

はい、お答えします。

現在、予定しておりますのがパイプハウスとしては2千478棟の要望がありまして、現在、その予定で、今、進めております。

○丸山委員

全ての要望が、申請して上がってきた分は全て受け入れられたということでよろしいわけですね。

それとあとは、今回の台風で約700世帯が被害を受けたと。そのうち500農家が、500世帯がパイプハウス関係だったというような報告、聞いているわけですけども、そのうち

今回のこの申請に対応できたのが373世帯というようなことで、約130戸の農家は申請しないでいるというような状況なんですけども、今回の台風の結果を見ると大きな農家は何とか立ち上がる、パイプハウスでもう一度やっていこうという、そういう方向性が見えたようですけども、小さな農家、あるいは高齢化でもうこれから先はという農家はなかなかハウスをやるといふ決心がつかないでいるというのが実態のようです。しかしながら、農業をやっていくわけですから、そういった点では今後ハウスにはやれないけれども、今後農業をやっていくためにはという必死の農家があります。しかし、本当にこれからどうしたらいいのかと悩んでいるお宅が多いわけで、そういった点での支援、何か検討されているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○相川農政課長

今回、被害に遭われた方で、今回、パイプハウスの申請、来なかった方、再建を目指さない方につきましては、融資制度とかもありますので、そちらの利子の補給とかそういったもので支援してまいります。

また、今回、いろいろ1件ずつ農家さんの話を聞きながら受けておるんですけども、ハウスはやめて露地栽培に移すと、そういったお話もありますので、そういった中で、今後、もう少し露地栽培に向けた支援とかも考えなければいけないと思いますけども、現時点ではその融資制度を活用していただきたいと思います。

○丸山委員

本当に、今回の災害を受けてハウスでやっていこうとなると、共済加入であるとか認定農家が前提だというようなことで、小さな農家にとっては本当に振り分けられてしまう、そういう対応が今回はあったわけで、この小さな農家に対してはある意味切り捨て制度だというふうに私は思っています。今、課長の方からは、今後、露地に転換する農家さんに対してはいろんな支援が必要だというようなことを答弁ありました。ぜひ、そういう点では力を入れて取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第16号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

片岡総務課長より、発言があります。

○片岡総務課長

先ほど、議案第9号、一般会計補正予算の中で丸山議員より災害に対する時間外についての質問がございました。

先ほど、15号についての時間外についてはお答えしましたが、19号と21号に係る豪雨の合計で、時間として約2万5千100時間程度、額として約7千160万円ほどとなります。なお、災害時間外に従事した職員数につきましては、管理職を除いて400名強の職員が従事しております。

以上です。

○木村委員長

以上で、付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後0時05分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員